

第20回アジア競技大会選手村整備事業準備支援基本調査業務受託者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

第20回アジア競技大会選手村整備事業準備支援基本調査業務

(2) 業務内容

第20回アジア競技大会選手村整備事業準備支援基本調査業務特記仕様書のとおり

(3) 契約限度額

19,996,900円（消費税相当額を含む）

(4) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）までとする

(5) 支払方法

業務終了後の精算払

2 応募資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たす法人その他の団体とする。

- (1) 令和2・3年度愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿の「建築設計」に登録されている者であること、又は、令和3・4年度名古屋市競争入札参加資格審査の申請区分「測量・設計」申請業種「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、2（1）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、2（1）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 愛知県又は名古屋市から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。
- (6) 「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 企画提案

(1) 提出書類

別紙「第20回アジア競技大会選手村整備事業準備支援基本調査業務 様式集」に基づき、以下の書類と必要な添付書類を作成・提出すること。

- ・提案応募書（様式1）
- ・業務実施体制（様式2）
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）
- ・業務提案書（様式任意）
- ・会社の概要が分かる資料（パンフレット等）

(2) 提出期限

令和3年6月22日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎5階
公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
計画課 選手村グループ

(4) 提出方法

上記提出先に持参、郵送（配達証明に限る）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。

※その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可

(5) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）。

ただし、「会社の概要が分かる資料（パンフレット等）」については1部とする。

4 応募に関する問合せについて

(1) 企画提案等に関する問合せについて

企画提案等に関する問合せについては、令和3年6月8日（火）午後5時までに、「(様式4) 質問書」を電子メール（E-mail: ainagoc-keikaku@aichi-nagoya2026.org）で受け付ける。

なお、タイトルは「選手村整備事業準備支援基本調査業務に関する質問」とすること。

また、電子メールを送信した旨を下記4（2）へ連絡すること。

回答については、令和3年6月14日（月）までに組織委員会ホームページ（<https://www.aichi-nagoya2026.org>）で公表する。

(2) 事務手続等に関する問合せ先について

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
計画課 選手村グループ

電話：052-746-9106（ダイヤルイン）

E-mail: ainagoc-keikaku@aichi-nagoya2026.org

5 審査方法等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、第 20 回アジア競技大会選手村整備事業準備支援基本調査業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査のうえ選定する。

(2) 審査基準

審査は、以下の項目について、提案者の能力及び提案内容の各面から以下の項目を総合的に評価する。

審査項目		様式	審査基準等	配点
業務実施体制		様式 2	過去における配置技術者の類似業務の受託実績があり、ノウハウにより効果的な業務が期待できるか。	30 点
			過去における法人等として類似業務の受託実績があり、ノウハウにより効果的な業務が期待できるか。	
業務提案	取組方針	任意	後利用事業を踏まえ、選手村整備を推進する際の本業務における取組方針が優れているか。 選手村の仮施設について設計から工事、撤去・復旧を含めた施設整備（設計・施工一式発注方式等）を支援することを想定し、本業務における取組方針が優れているか。	65 点
	業務実施スケジュール		大会開催までのマスタースケジュールを想定し、本業務を実施するにあたり、具体的に整理・調整する内容と検討を行うスケジュールが確保されているか。	
	仮施設等の調査		大会時にメイン選手村で整備する仮施設（主に仮設宿泊施設）の調査の手法、まとめ方等について優れているか。	
	その他		本業務において、特記仕様書以外に支援業務として有効と思われる提案がされているか。（ただし、提案内容による委託費の増額はありませぬ。）	
社会的取組		様式 3	環境に配慮した事業活動	5 点
			障害者等への就業支援	
			男女共同参画社会の形成	
			仕事と生活の調和	

(3) 結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、後日、書面で通知する。

(4) 契約

受託候補者と契約に向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を行う。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

(5) その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せには一切応じないものとする。また、異議申し立ても一切認めないものとする。

6 注意事項

(1) 応募及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の作成及び提出等に必要な経費については、各応募者の負担とする。

(3) 提案された企画提案書は、返却しない。

(4) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(5) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(6) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。

(7) 企画提案は1事業者あたり1案とする。

(8) 本業務の受注者（再委託又は下請け等の者を含む。）は、発注者が執行する選手村施設整備に係る、設計や施工に関する事業者の選定に応募又は参画（代表法人、構成員、協力法人、その他事業に携わる者）することを禁止する予定である。

また、上記の者と、資金関係又は人事関係において関連があると認められる者も同様とする。

(9) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、発注者が定める。

7 スケジュール（予定）

・ 応募に関する問合せ期限	令和3年6月8日（火）
・ 企画提案書提出期限	6月22日（火）
・ 受託者選定委員会（受託候補者決定）	6月下旬
・ 契約締結、事業開始	7月上旬
・ 契約期間満了	令和4年3月18日（金）